

(下線部分変更箇所)

		現行の「プレスティア マルチマネー口座取引規約」文言		新しい「プレスティア マルチマネー口座取引規約」文言
第 2 条 預入および払戻等	1.	当行は、各預金にかかわる、口座間の振替、現金、 <u>トラベラーズチェック</u> 、小切手等による預入、および当座貸越への支払については、当該業務を取扱う当行の国内支店 および出張所 にて行います。なお預金者は、外貨現金により外貨建預金への預入を行う場合は、別途所定の手数料を当行に支払うものとしします。	1.	当行は、各預金にかかわる、口座間の振替、現金、小切手等による預入、および当座貸越への支払については、当該業務を取扱う当行の国内支店にて行います。 <u>ただし、国内の他の金融機関を支払人および支払場所とする小切手は預入入れることができません。</u> また 預金者は、外貨現金により外貨建預金への預入を行う場合は、別途所定の手数料を当行に支払うものとしします。
		以上、プレスティア マルチマネー口座取引規約およびプレスティア マルチマネー口座預金細目は、2023 年 10 月 23 日より適用します。		以上、プレスティア マルチマネー口座取引規約およびプレスティア マルチマネー口座預金細目は、 <u>2026 年 10 月 1 日</u> より適用します。

株式会社 SMBC 信託銀行 PRO-LBY0111TB2609